

貝塚市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の 人件費率
5年度	人 82,500	千円 36,812,112	千円 242,479	千円 6,188,310	% 16.8	% 16.1

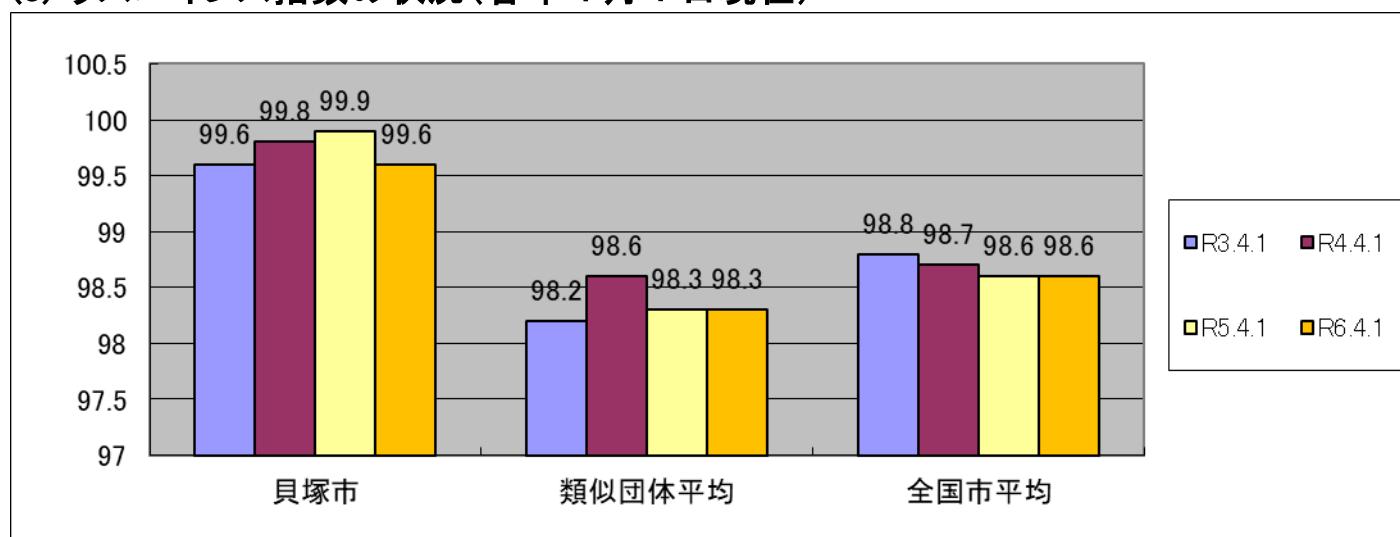
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 608	千円 2,176,302	千円 543,436	千円 921,242	千円 3,640,980	千円 5,988	千円 6,181

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

【実施】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

人材確保への影響を考慮し、初任給にかかる号俸等については引下げを行わず、高齢層については最大4%程度引下げ。

なお、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準が引き続き6%であるのに対し、本市においても引き続き6%を支給。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和6年4月1日現在)

[1]一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
貝塚市	歳 39.9	円 311,649	円 397,341	円 364,303
大阪府	歳 42.4	円 321,156	円 410,148	円 362,985
国	歳 42.1	円 323,823	円 —	円 405,378
類似団体	歳 42.1	円 316,955	円 406,373	円 367,288

[2]技能労務職

		公 務 員				民 間			備 考	
区 分		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
貝塚市	歳 49.3	人 62	円 327,286	円 380,402	円 363,580	—	—	—	—	—
うち清掃職員	歳 49.2	人 20	円 305,542	円 365,057	円 345,481	廃棄物処理業従業員	歳 47.7	円 314,900	1.16	
うち給食調理員	歳 45.0	人 20	円 309,449	円 345,113	円 341,208	調理士	歳 42.8	円 279,000	1.23	
うち庁務員	歳 52.7	人 8	円 352,022	円 388,330	円 383,508	用務員	歳 49.1	円 244,800	1.58	
うちその他職員	歳 44.8	人 6	円 330,737	円 375,150	円 413,193	—	—	—	—	—
大阪府	歳 54.5	人 382	円 295,012	円 368,827	円 341,219	—	—	—	—	—
国	歳 51.2	人 1,829	円 288,144	—	円 330,553	—	—	—	—	—
類似団体	歳 52.7	人 16	円 321,506	円 377,113	円 353,146	—	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
貝塚市	—	—	—
うち清掃職員	円 5,755,623	円 4,376,300	1.32
うち給食調理員	円 5,533,877	円 3,669,700	1.51
うち庁務員	円 6,244,059	円 3,297,300	1.89
うちその他職員	—	—	—

※1: 上記中、「その他職員」とは、土木工員及び運転手である。

2: 民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)を使用している。

なお、調理士については大阪府のデータを記載しているが、廃棄物処理業従業員及び用務員については、都道府県別データがないため全国のデータを記載している。

また、他の職員については、対応する類似職種や公表データがないため記載していない。

- 3: 公務員の「技能労務職の職種」と民間の「類似職種」については、公務員が正規職員のみを対象としたデータであるのに対して、民間のデータは短期雇用や非正規雇用を含んだデータであり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態が一致していないため、単純に比較できるものではない。
- 4: 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

[3]教育職のうち幼稚園教諭

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
貝塚市	歳 45.1	円 414,094	円 539,317	円 530,855
大阪府	41.8	356,431	412,158	—
類似団体	42.3	319,527	373,194	—

(注)1: 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2: 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分	貝塚市	大阪府	国
一般行政職	大学卒 225,600円	203,300円	196,200円
	高校卒 201,000円	171,500円	166,600円
技能労務職 (給食調理員以外)	高校卒 194,500円	178,233円	—
	中学卒 —	—	—
技能労務職 (給食調理員)	高校卒 186,900円	—	—
	中学卒 —	—	—
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒 254,800円	227,000円	—
	短大卒 232,400円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒 265,960円	346,144円	368,075円	420,627円
	高校卒 240,000円	289,700円	352,800円	346,600円
技能労務職	高校卒 —	304,400円	345,100円	365,800円
	中学卒 —	—	—	—
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒 —	364,416円	—	—
	短大卒 —	401,960円	443,400円	462,400円

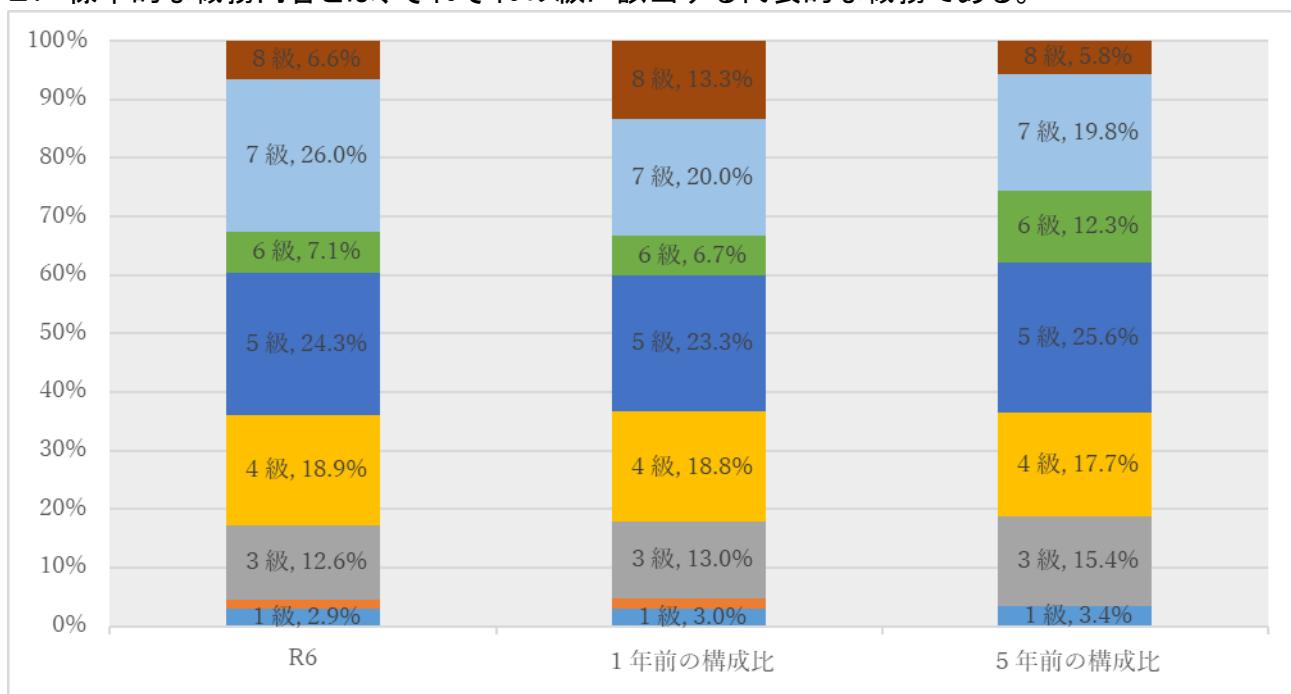
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職制上の段階	内訳	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	部長の職務	部長級	部長、局長、参与、消防長	10人	2.9%	410,300円	470,000円
2 級	理事の職務	次長級	理事	6人	1.7%	410,300円	457,200円
3 級	課長の職務	課長級	課長、参事、館長、次長(議会事務局、総合事務局、消防)、会計管理者	44人	12.6%	365,500円	446,200円
4 級	課長補佐の職務	課長補佐級	課長補佐、主幹、園長、館長(山手、浜手公民館)	66人	18.9%	323,100円	409,300円
5 級	主査の職務	主査級	主査、主任、主任保育教諭	85人	24.3%	271,600円	382,000円
6 級	副主査の職務	副主査級	副主査、副主任、副主任保育教諭	25人	7.1%	240,900円	351,000円
7 級	相当高度の知識等を必要とする業務を行う職務	課員級	課員	91人	26.0%	208,000円	305,200円
8 級	定型的な業務を行う職務	課員級	課員	23人	6.6%	162,100円	249,400円

(注)1: 貝塚市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2: 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



注 平成19年1月1日より、7級制から8級制に変更している

(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日までにおける運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している		
活用している昇給区分	昇給可能な区分 昇給実績がある区分	昇給可能な区分 昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ(一律)		
ロ. 人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	未定	未定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

貝塚市	大阪府	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,647 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,696 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		

	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
□ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定期間		R7.4		R7.4	

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

貝塚市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額					
6,404 千円	21,988 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。(公営企業分を除く)

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	160,125 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	245,968 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
貝塚市全域(教育職除く)	6 %	623 人	6 %
貝塚市全域(教育職)	11.8 %	28 人	6 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	6,165 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	49,321 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	13.0 %		
手当の種類(手当数)	10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)
救急業務従事手当	消防職員	救急業務	1,768 千円
救急救命士従事手当	消防職員のうち救急救命士法に基づく免許を受けた職員	救急救命士の業務に従事したとき	192 千円

災害出動手当	消防職員	出火出動、救助出動又は災害出動により災害現場で災害救助の指導、監督又は作業に従事したとき	530 千円	1 件 300 円
高所作業従事手当	消防職員	地上 10 メートル以上のハシゴ車等足場の不安定な場所において消火その他の作業及び訓練に従事したとき	2 千円	日額 230 円
感染症防疫作業従事手当	廃棄物対策課に勤務する職員	感染症予防法に基づく消毒業務やそ族、昆虫の駆除業務	—	日額 230 円
	消防職員	新型コロナウイルス感染症の患者の搬送その他当該患者に接して行う作業	247 千円	日額 3,000 円
夜間交代勤務手当	消防職員	交代勤務職員が深夜の作業に従事したとき	2,206 千円	1 回 410 円(深夜における勤務時間が 2 時間を超える場合にあっては 780 円)
じんあい収集作業等従事手当	廃棄物対策課に勤務する職員	じんあい収集業務又は機械により薬剤散布業務を行うとき	3 千円	1 日 500 円
下水道清掃作業等従事手当	道路公園課に勤務する職員	下水の清掃又は消毒業務	75 千円	1 日 300 円
動物死体処理作業従事手当 (第 1 種及び第 2 種)	廃棄物対策課に勤務する職員	(第 1 種) 犬猫等の死体の収集、運搬業務	159 千円	1 回 350 円
	市民課に勤務する職員	(第 2 種) 犬猫等の死体の処分業務	206 千円	1 回 150 円
納棺・火葬業務従事手当	市民課に勤務する職員	納棺・火葬業務	736 千円	1 件 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5 年度決算)	177,172 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(5 年度決算)	302,341 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当及び夜間勤務手当を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子1人 10,000円 父母等1人 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同じ		66,191千円	229,833円
住居手当	借家・賃間 家賃の1/2の額 (上限 28,000円)	異なる	国については、 ・借家・賃間 16,000円を超える 家賃に限定	38,727千円	286,870円
通勤手当	片道2km未満については支給対象外 自動車(交通用具) 2~4km 2,200円 (2,000円) 4~6km 3,250円 (3,000円) 6~8km 4,350円 (4,000円) 8~10km 5,450円 (5,000円) 10~12km 6,500円 (6,000円) 12~14km 7,600円 (6,000円) 14~16km 8,700円 (6,000円) 16~18km 9,750円 (6,000円) 18~20km 10,850円 (6,000円) 20~ 11,950円 (6,000円) 交通機関等 運賃相当額(6箇月定期代)	異なる	国 ・自動車と自転車等の区別なし。 距離制限 60kmまで。 距離区分は 5km 毎の設定 ・交通機関利用者については月額 55,000円の支給制限あり。	40,145千円	76,322円
管理職手当	部長 月額 67,000円 次長 月額 56,000円 課長 月額 48,000円 課長補佐(幼稚園長) 月額 37,000円	異なる	国 組織・官職により規定する額	87,815千円	532,214円
管理職員特別勤務手当	1時間未満 支給なし 1時間から3時間まで 5,000円 3時間超 6時間まで 10,000円 6時間超 15,000円	同じ	-	支給実績なし	—円
義務教育等教員特別手当	教育職員に対し 8,000円を超えない範囲で職務の級及び号給に応じて支給	-	-	845千円	76,827円
宿日直手当	1回 4,400円	同じ		支給実績なし	—円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長 副市長	912,000円 789,000円	(参考)類似団体における最高／最低額 1,061,000円／ 593,400円 885,000円／ 547,600円	
報酬	議長 副議長 議員	589,000円 561,000円 523,000円	737,000円／ 372,000円 653,000円／ 294,000円 591,000円／ 266,000円	
期末手当	市長 副市長	(令和5年度支給割合) 4.450月分		
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 4.450月分		
退職手当	市長 副市長	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 0.5 × 0.6 給料月額 × 在職月数 × 0.3 × 0.6	(1期の手当額) 13,132千円 6,816千円	(支給時期) 任期毎 任期毎

(注)1:給与及び報酬の()内は、減額措置を行う前の額である。

2:退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

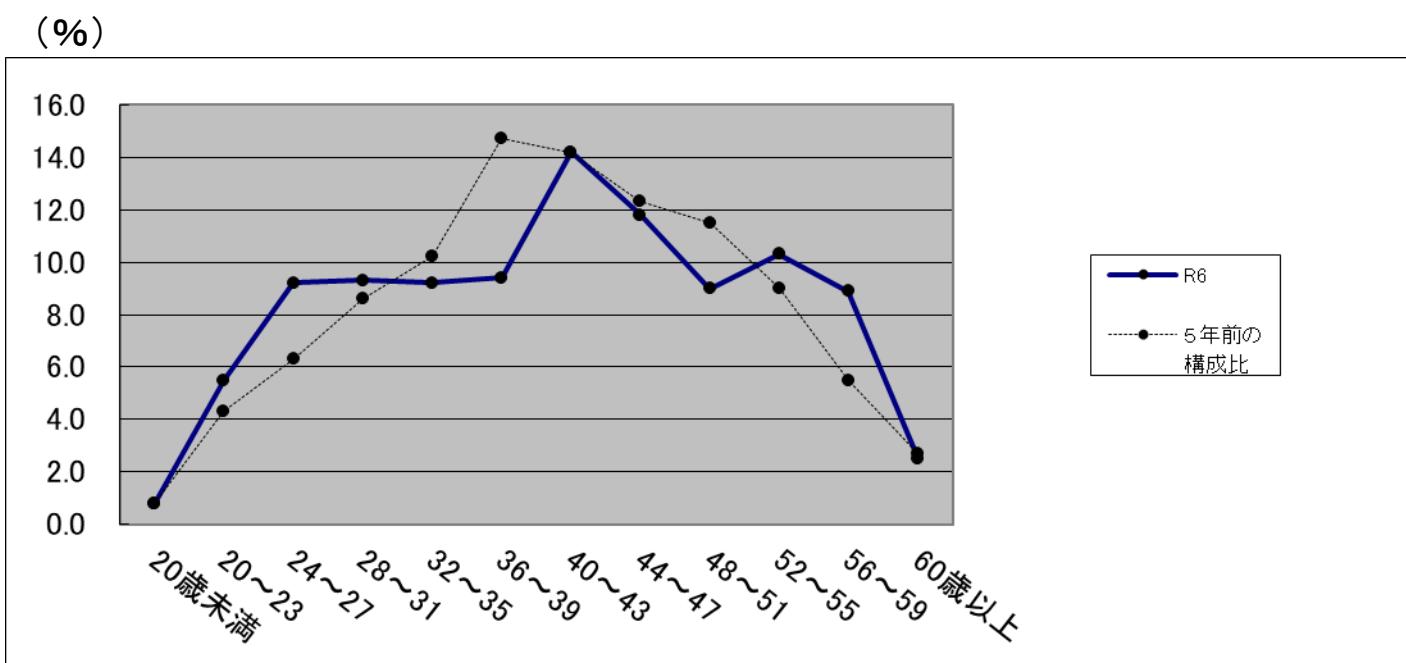
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0
		総務	101	104	3
		税務	40	40	0
		民生	136	146	10
		衛生	52	55	3
		労働	1	1	0
		農林水産	14	14	0
		商工	9	8	△1
		土木	56	61	5
		計	414	434	20
					<参考>令和6年1月1日 人口 10,000人当たり職員数 52.61人 (類似団体の人口 10,000人当たり職員数 52.13人)
	教育部門	99	96	△3	配置の見直し
	消防部門	90	91	1	増員
	小計	602	621	△2	<参考>令和6年1月1日 人口 10,000人当たり職員数 75.27人 (類似団体の人口 10,000人当たり職員数 65.53人)

公営企業 会計部門等	病院	313	327	14	欠員補充
	水道	38	39	1	欠員補充
	下水道	21	21	0	
	その他	36	30	△7	
	小計	409	417	8	
合計		1,012 [1,034]	1,038 [1,034]	26 [0]	<参考>令和5年4月1日 人口 10,000人当たり職員数 125.82人

(注) 1: 職員数は一般職に属する職員数である。

2: []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 8	人 57	人 96	人 97	人 95	人 98	人 147	人 122	人 93	人 107	人 92	人 26	人 1038

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
		年	年	年	年	年	年	
一般行政	382	387	391	369	414	434	52(12.0%)	
教育	99	96	99	101	99	96	▲3(▲3.1%)	
消防	88	87	89	90	90	91	3(3.3%)	
普通会計	569	570	579	587	603	621	52(8.4%)	
公営企業会計	391	391	395	404	409	417	26(6.2%)	
総合計	960	961	974	991	1,012	1,038	78(7.5%)	

(注) 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

[1] 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用A	純損益又は実質収支	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率B/A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 1,862,246	千円 △47,770	千円 314,729	% 16.9	% 15.9

区分	職員数A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	【参考】 市町村一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 38	千円 163,721	千円 13,807	千円 62,620	千円 240,148	千円 6,320	千円 6,118

(注) 1:職員手当には退職給与金を含まない。

2:職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

[2] 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
貝塚市(水道)	46.1歳	359,037円	526,640円
市町村 平均	45.8歳	337,221円	508,691円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

[3] 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

貝塚市(水道)	貝塚市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(5年度) 1,692 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,647 千円
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

貝塚市(水道)			貝塚市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置					
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)					
1人当たり平均支給額					
(自己都合)		(勧奨・定年)	(自己都合)		(勧奨・定年)
857 千円		19,630 千円	6,404 千円		21,988 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	9,594 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	252,471 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
貝塚市全域	6%	38 人	6 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	122 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	8,743 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	36.8%			
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
給・配水管修繕手当	水道管理課に勤務する職員	交通を遮断することなく行う給・配水管修繕業務	62 千円	1日 250 円
有害物取扱手当	浄水課に勤務する職員	法に規定する特定化學物質等、毒物又は劇物を取り扱う作業に従事したとき	17 千円	1日 150 円
緊急出動手当	全職員	正規の勤務時間外に事故等で緊急出動を命じられたとき	43 千円	1回 1,000 円

才 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	2,618 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	109,083 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

力 その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 子1人 10,000 円 父母等1人 6,500 円 特定期間の加算 5,000 円	同じ		6,721 千円	258,517 円
住居手当	借家・賃貸 家賃の1/2の額 (上限 28,000 円)	同じ		2,874 千円	319,333 円
通勤手当	片道2km未満については支給対象外 自動車(交通用具) 2~4km 2,200 円 (2,000 円) 4~6km 3,250 円 (3,000 円) 6~8km 4,350 円 (4,000 円) 8~10km 5,450 円 (5,000 円) 10~12km 6,500 円 (6,000 円) 12~14km 7,600 円 (6,000 円) 14~16km 8,700 円 (6,000 円) 16~18km 9,750 円 (6,000 円) 18~20km 10,850 円 (6,000 円) 20~ 11,950 円 (6,000 円) 交通機関等 運賃相当額(6箇月定期代)	同じ		2,421 千円	75,644 円
管理職手当	部長 月額 67,000 円 次長 月額 56,000 円 課長 月額 48,000 円 課長補佐 月額 37,000 円	同じ		5,772 千円	524,727 円

(2) 下水道事業

[1] 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用A	純損益又は実質収支	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率B/A	(参考) 5年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 2,338,775	千円 50,759	千円 152,594	% 6.5	% 6.2

区分	職員数A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	【参考】 市町村一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
5年度	人 23	千円 80,947	千円 10,762	千円 29,283	千円 121,163	千円 5,268	千円 6,023

(注) 1: 職員手当には退職手当を含まない。

2: 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

[2] 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
貝塚市(下水道)	37.4歳	301,640円	453,040円
市町村平均	44.5歳	334,536円	501,579円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

[3] 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

貝塚市(下水道)	貝塚市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(5年度) 1,331 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,647 千円
(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

貝塚市(下水道)			貝塚市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(自己都合)	(勧奨・定年)		(自己都合)	(勧奨・定年)	
126 千円	支給実績なし		6,404 千円	21,988 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	4,703 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	204,467 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
貝塚市全域	6%	23 人	6 %

エ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	3,217 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	189,226 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 子1人 10,000 円 父母等1人 6,500 円 特定期間の加算 5,000 円	同じ		2,034 千円	184,909 円
住居手当	借家・賃貸 家賃の 1/2 の額 (上限 28,000 円)	同じ		1,729 千円	288,167 円

通勤手当	片道 2 km未満については支給対象外			同じ	1,981 千円	110,036 円			
	自動車(交通用具)								
	2~4km	2,200 円	(2,000 円)						
	4~6km	3,250 円	(3,000 円)						
	6~8km	4,350 円	(4,000 円)						
	8~10km	5,450 円	(5,000 円)						
	10~12km	6,500 円	(6,000 円)						
	12~14km	7,600 円	(6,000 円)						
	14~16km	8,700 円	(6,000 円)						
	16~18km	9,750 円	(6,000 円)						
	18~20km	10,850 円	(6,000 円)						
	20~	11,950 円	(6,000 円)						
	交通機関等								
	運賃相当額(6箇月定期代)								
管理職手当	部長	月額 67,000 円		同じ	2,136 千円	534,000 円			
	次長	月額 56,000 円							
	課長	月額 48,000 円							
	課長補佐	月額 37,000 円							

(3) 病院事業

[1] 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用A	純損益又は 実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占め る職員給与費比率
5年度	千円 8,188,395	千円 △675,532	千円 4,170,655	% 50.9	% 51.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	【参考】 市町村 一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
5年度	人 334	千円 1,426,431	千円 795,242	千円 622,639	千円 2,844,312	千円 8,515	千円 7,252

(注)1:職員手当には退職給与金を含まない。

2:職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

3:資本勘定支弁職員に係る職員給与費なし。

[2] 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

	区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
貝塚市	医師	43.5 歳	569,013 円	1,336,894 円
	看護師	43.9 歳	348,670 円	558,458 円
	医療技術員	40.9 歳	338,123 円	560,743 円
	事務員	39.1 歳	331,786 円	568,893 円
	労務員	50.0 歳	388,146 円	601,233 円
市町村平均	医師	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円
	看護師	41.3 歳	303,695 円	498,220 円
	事務員	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

[3] 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

貝塚市(病院)	貝塚市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(5年度) 1,838 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,647 千円
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

貝塚市(病院)			貝塚市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(自己都合)	(勧奨・定年)		(自己都合)	(勧奨・定年)	
2,413 千円	12,824 千円		6,404 千円	21,988 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支 給 実 績(5 年度決算)	113,800 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5 年度決算)	356,741 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
貝塚市全域 (医師)	16%	54 人	16 %
貝塚市全域(その他)	6%	274 人	6 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5 年度決算)	81,496 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(5 年度決算)	338,076 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(5 年度)	66.7%			
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5 年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線作業従事手当	医師・看護師・技師	放射線の撮影等の作業に従事したとき	1,086 千円	1日 230 円 (半日 115 円)

夜間看護手当	医師・看護師・技師	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われるとき。 ・救急患者に対処するため呼び出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において手術等の業務に1時間以上従事したとき。 ・救急業務に備えるため、あらかじめ貸与する通信端末を携帯し、自宅待機を命じられたとき。 ・当直を命じられた医師が当直中に救急業務等で当直医師を行う医師が複数必要になった場合に備えるため、あらかじめ管理者より自宅待機を命じられたとき。 ・手術室(日帰り手術センターを含む)において、手術業務(手術準備のみを行う日における業務を除く)に従事したとき。 	80,410 千円	勤務時間の一部が深夜2時間以上4時間未満 1回 4,400円
				勤務時間の一部が深夜4時間以上 1回 5,200円
				勤務時間が深夜全部を含む 1回 11,000円
				救急呼出 医師管理職 1回 10,000円
				医師その他 1回 5,000円
				その他管理職 1回 4,000円
				その他 1回 1,240円
				待機 平日 1,000円 土曜 1,500円 日祝日 2,000円
				医師待機 平日 2,000円 土日祝日 3,000円
				手術業務に従事 1日 500円 半日 250円
				気管挿管 1回 30,000円

才 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	133,262 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	577,104 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当及び夜間勤務手当を含む。

力 その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)

扶養手当	配偶者 子 1 人 父母等 1 人 特定期間の加算	6,500 円 10,000 円 6,500 円 5,000 円	同じ		35,836 千円	240,781 円
住居手当	借家・賃間 家賃の 1/2 の額 (上限 28,000 円)		同じ		18,207 千円	317,572 円
通勤手当	片道 2 km未満については支給対象外 自動車(交通用具) 2~4km 4~6km 6~8km 8~10km 10~12km 12~14km 14~16km 16~18km 18~20km 20km~ 以下、医師に限る (別途経路により加算あり) 16~18km 18~20km 20~22km 22~24km 24~26km 26~28km 28~30km 30~32km 32~34km 34~36km 36~38km 38~40km 40~42km 42~44km 44~46km 46~48km 48~50km 50km~ 交通機関等 運賃相当額(6箇月定期代)		一般行政職には医師の定めがない 異なる	37,760 千円	125,483 円	
医師初任給調整手当	基準日 当該年度の 4 月 1 日 16 年未満 238,000 円 16~17 年 351,000 円 17~18 年 365,000 円		異なる	該当手当なし	222,708 千円	4,352,604 円

	<p>18~19 年 378,000 円 19~20 年 391,000 円 20~21 年 408,000 円 21~22 年 428,000 円 22~23 年 448,000 円 23 年以上 470,000 円</p> <p>※副部長以下は、16 年未満を適用する。</p> <p>※加算(月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16 年以上の医療職 2 級の職員が通常勤務時間外において診療業務を行った場合の加算 <table> <tr><td>10 時間以上 20 時間未満</td><td>25,000 円</td></tr> <tr><td>20 時間以上 30 時間未満</td><td>75,000 円</td></tr> <tr><td>30 時間以上</td><td>125,000 円</td></tr> </table> ・16 年以上の医療職 2 級の職員が、宿日直許可基準を超える業務に従事した場合、救急患者に対処するために呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において手術等の業務に従事した場合及び正規の勤務時間以外の時間において宿直勤務終了後も関連する業務に引き続き従事した場合は、これらの業務に従事した合計時間に 1 時間当たり 5,000 円を乗じて得た額を加算 	10 時間以上 20 時間未満	25,000 円	20 時間以上 30 時間未満	75,000 円	30 時間以上	125,000 円																																	
10 時間以上 20 時間未満	25,000 円																																							
20 時間以上 30 時間未満	75,000 円																																							
30 時間以上	125,000 円																																							
管理職 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 <table> <tr><td>院長、医療監及び特任院長</td><td>月額 167,000 円</td></tr> <tr><td>副院長</td><td>月額 157,000 円</td></tr> <tr><td>診療局長</td><td>月額 78,000 円</td></tr> <tr><td>看護局長</td><td>月額 78,000 円</td></tr> <tr><td>事務局長</td><td>月額 78,000 円</td></tr> <tr><td>参与</td><td>月額 78,000 円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>月額 64,000 円</td></tr> <tr><td>センター長</td><td>月額 64,000 円</td></tr> <tr><td>理事</td><td>月額 64,000 円</td></tr> <tr><td>技師長</td><td>月額 56,000 円</td></tr> <tr><td>室長</td><td>月額 56,000 円</td></tr> <tr><td>副部長(医師除く)</td><td>月額 56,000 円</td></tr> <tr><td>副センター長(医師除く)</td><td>月額 56,000 円</td></tr> <tr><td>看護局副局長</td><td>月額 56,000 円</td></tr> <tr><td>課長</td><td>月額 56,000 円</td></tr> <tr><td>参事</td><td>月額 56,000 円</td></tr> <tr><td>副技師長</td><td>月額 42,000 円</td></tr> <tr><td>副室長</td><td>月額 42,000 円</td></tr> </table> 	院長、医療監及び特任院長	月額 167,000 円	副院長	月額 157,000 円	診療局長	月額 78,000 円	看護局長	月額 78,000 円	事務局長	月額 78,000 円	参与	月額 78,000 円	部長	月額 64,000 円	センター長	月額 64,000 円	理事	月額 64,000 円	技師長	月額 56,000 円	室長	月額 56,000 円	副部長(医師除く)	月額 56,000 円	副センター長(医師除く)	月額 56,000 円	看護局副局長	月額 56,000 円	課長	月額 56,000 円	参事	月額 56,000 円	副技師長	月額 42,000 円	副室長	月額 42,000 円	異なる	一般行政職には医師の定めがない	43,529 千円 628,587 円
院長、医療監及び特任院長	月額 167,000 円																																							
副院長	月額 157,000 円																																							
診療局長	月額 78,000 円																																							
看護局長	月額 78,000 円																																							
事務局長	月額 78,000 円																																							
参与	月額 78,000 円																																							
部長	月額 64,000 円																																							
センター長	月額 64,000 円																																							
理事	月額 64,000 円																																							
技師長	月額 56,000 円																																							
室長	月額 56,000 円																																							
副部長(医師除く)	月額 56,000 円																																							
副センター長(医師除く)	月額 56,000 円																																							
看護局副局長	月額 56,000 円																																							
課長	月額 56,000 円																																							
参事	月額 56,000 円																																							
副技師長	月額 42,000 円																																							
副室長	月額 42,000 円																																							

	<p>主幹 月額 42,000 円 看護師長 月額 42,000 円 課長補佐 月額 37,000 円</p> <p>職員が2以上の職を兼ねる場合は、最も高い額 ※副院長の職と看護局長の職を兼ねる場合は看護局長の支給額に 5,000 円を加算した額</p>			
宿日直 手当	<p>・医師</p> <p>平日(当直) 32,000 円 土曜(半+当直) 54,000 円 土曜(日+当直) 72,000 円 日祝日(日+当直) 72,000 円 ※加算(1件につき) 　外来初診(救急告示を受けている診療科、又はこれに準ずる診療科) 　　通常 2,300 円 　　休日 2,400 円 　　深夜 3,550 円 　外来再診(救急告示を受けている診療科、又はこれに準ずる診療科) 　　通常 1,800 円 　　休日 1,850 円 　　深夜 3,000 円 　外来初診(その他の診療科) 　　通常 850 円 　　休日 1,250 円 　　深夜 2,400 円 　外来再診(その他の診療科) 　　通常 650 円 　　休日 950 円 　　深夜 2,100 円</p> <p>入院加算 10,000 円 分娩加算 10,000 円</p> <p>・看護師、医療技術員 [管理職] 　平日(当直) 6,600 円 　土曜(半+当直) 9,900 円 　土曜(日+当直) 13,200 円 日祝日(日+当直) 13,200 円 [管理職以外(責任当直)] 　平日(当直) 5,000 円 　土曜(半+当直) 7,500 円 　土曜(日+当直) 10,000 円</p>	異なる	32,656 千円	383,064 円

	日祝日(日+当直) 10,000 円 [管理職以外(責任当直以外)] 平日(当直) 4,400 円 土曜(半+当直) 6,600 円 土曜(日+当直) 8,800 円 日祝日(日+当直) 8,800 円				
--	--	--	--	--	--

8 職員の福利厚生事業の状況

令和 6 年度実績

	職員厚生会	大阪府教職員互助組合
補 助 金 額	8,103,300 円	128,157 円
補助金率(掛金:補助金)	1:1.3	1:0.078
会 員 数	1,253 人	23 人
主 な 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ助成 ・人間ドック助成 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚祝金 ・弔慰金 ・貸付事業 ・宿泊保養事業 ・永年特別祝金 ・法律相談室 <p style="text-align: right;">など</p>

※職員厚生会の補助金額には、貝塚市職員厚生会運営費を含みます。